国立大学法人東京医科歯科大学職員自己啓発等休業規則

（平成２７年３月２５日
規　則　第　３　５　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成１６年規程第２号。以下「就業規則」という。）第３８条の３の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学に勤務する職員の自発的な大学等における修学のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「職員」とは、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則第３条に規定する職員（期間を定めて雇用する職員（大学の教員等の任期に関する法律（平成９年法律第８２号）に基づき任期を定めて雇用する教員を除く。）及び勤務延長職員を除く。）をいう。

２　この規則において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第９１条に規定する専攻科及び同法第９７条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第１０４条第４項第２号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する海外の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程及び同法第１２４条に規定する専修学校の課程のうち医療資格の取得を目的とする課程に在学してその課程を履修することをいう。

（自己啓発等休業の承認）

第３条　職員としての在職期間が原則として２年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学の内容その他の事情を考慮した上で、２年（学校教育法第９７条に規定する大学院の課程（同法第１０４条第４項第２号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程及び専修学校の課程のうち医療資格の取得を目的とする課程であって、その修業年限が２年を超える課程を履修する場合は、３年）を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

　ただし、職員としての在職期間が２年未満であっても、学長が特に認めた場合は、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

２　前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学の内容を明らかにしてしなければならない。

３　第１項の請求は、自己啓発等休業承認請求書（別紙様式１）により、自己啓発等休業を始めようとする日の１月前までに行うものとする。

４　学長は、第１項の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

５　本学における職種及び業務に関連し、本学における業務の専門性の獲得又はスキルアップを図ることを目的とし、将来的に業務への還元することにより大学の効率的な運営

に資することが期待される活動として、大学が必要と認める場合は、前条第２項に規定する「大学等における修学」に準ずるものとして、この規則を適用する。

６　前項による自己啓発等休業を請求できる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 職員としての在職期間が原則として５年以上である者

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学職員人事評価規則（平成２１年規則第２３号）に基づく人事評価が直近３期間のうち４以上の評語が２回以上ある者

７　大学の教員等の任期に関する法律に基づき任期を定めて雇用する教員に係る第１項の請求の期間は、原則として、当該請求をする職員の契約期間を超えることはできない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第４条　自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第１項に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

２　自己啓発等休業の期間の延長は、学長が認める特別の事情がある場合を除き、１回に限るものとする。

３　前条第１項、第３項及び第４項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の効果）

第５条　自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

２　自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（自己啓発等休業をしている職員が保有する職）

第６条　自己啓発等休業をしている職員は、その承認を受けたときに占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。

（自己啓発等休業の承認の失効等）

第７条　自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

２　自己啓発等休業をしている職員が次の各号に定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学を取りやめたこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること。

(3) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該職員の請求に係る大学等における修学に支障が生ずること。

第８条　自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（自己啓発等休業に係る人事異動通知書の交付）

第９条　学長は、次に掲げる場合には、職員に対して人事異動通知書を交付するとする。ただし、これによらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもってこれに代えることができる。

(1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合

(2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

(3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

（報告等）

第１０条　自己啓発等休業をしている職員は、学長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の請求に係る大学等における修学の状況について学長に報告しなければならない。

(1)　当該職員が、その請求に係る大学等における修学を取りやめた場合

(2)　当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合

(3)　当該職員の請求に係る大学等における修学に支障が生じている場合

２　第３条第４項の規定は、前項の報告について準用する。

３　学長は、自己啓発等休業をしている職員から第１項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２８日規則第１４０号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式１

自己啓発等休業承認請求書

請求年月日　平成　　年　　月　　日

国立大学法人東京医科歯科大学長　殿

請求者所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり　自己啓発等休業／期間の変更　を請求します。

<table>
<tr><td>１　請求の区分</td><td colspan="3">□自己啓発等休業（２及び３に記入）
□期間の変更（２及び４に記入）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２　自己啓発等休業の内容</td><td rowspan="3">大学等における修学</td><td>大学等の名称（所在地）</td><td></td></tr>
<tr><td>課程（修業年限）</td><td>（　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>修学の期間</td><td>平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>３　請求期間</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>４　変更後の期間</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>既に自己啓発等休業をしている期間</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>５　休業又は期間変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>６　備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）①この請求書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

ア　大学等における修学の内容及び期間

イ　アの内容に関する照会先

②「２　自己啓発等休業の内容」中、「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。

③「６　備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容、休業期間その他学長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

④該当する□にはレ印を記入すること。